

## 千葉市中央安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の実現を図るための重要事項を調査し、衛生委員会及び安全衛生委員会の活動の総合的な調整を行うため、千葉市中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 中央委員会は、次に掲げる事項について連絡及び調整を図るものとする。

- (1) 職員の健康の保持増進に関すること。
- (2) 職員の職場における危険又は健康障害の防止に関すること。
- (3) 公務災害の原因及びその再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生管理上必要な事項に関すること。

第3条 中央委員会の委員は、次に掲げる者を市長が指名する。

- (1) 千葉市職員安全衛生管理規程（昭和58年千葉市訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）第20条第1項第1号に規定する総括安全衛生管理者。ただし、次表に掲げる衛生委員会または安全衛生委員会については、いずれか1人とする。

中央区役所衛生委員会、花見川区役所衛生委員会、稲毛区役所衛生委員会、若葉区役所衛生委員会、緑区役所衛生委員会、美浜区役所衛生委員会
---

中央・美浜環境事業所安全衛生委員会、花見川・稲毛環境事業所安全衛生委員会、若葉・緑環境事業所安全衛生委員会
---

中央・美浜土木事務所安全衛生委員会、花見川・稲毛土木事務所安全衛生委員会、若葉土木事務所安全衛生委員会、緑土木事務所安全衛生委員会
---

- (2) 千葉市病院局の職員の安全衛生管理規程（平成23年病院局規程第16号。）第11条第1項第1号に定める者のうちから1人
- (3) 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程（平成29年教委訓令（甲）第3号。以下「教育委員会規程」という。）第6条第1項に定める総括安全衛生管理者のうちから1人
- (4) 規程第6条第2項に定める主任総括安全衛生管理者
- (5) 規程第6条第3項に定める健康管理医
- (6) 教育委員会規程第6条第1項に定める統括産業医
- (7) 職員の過半数で組織する労働組合が推薦した者

2 前項第7号の人数は同項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号の人数の合計と同数とする。

(委員長)

第4条 中央委員会の委員長は、前条第1項第4号の者をもって充てる。ただし、委員長が事故その他の事由によりその職務を行うことができないときは、人材育成課長がその職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、年間2回開催する。ただし、委員長が必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 中央委員会の庶務は、総務局総務部人材育成課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、中央委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。